

秋田県第三セクターの運営状況評価に係る外部有識者委員会設置要綱

(設置)

第1 第三セクターの設立・運営及び指導監督に関する基本方針（平成23年3月30日付け総一1255総務部長通知）第5の3（1）に基づき、秋田県第三セクターの運営状況評価に係る外部有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、県が所管する第三セクターの行動計画に掲げた目標の達成状況等について、法人の自己評価及び県所管課における評価を踏まえ、法人全体の取組・運営状況について評価を行うとともに、中長期的な視点で法人の運営に対する提言を行うものとする。

(組織)

第3 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者の中から知事が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて知事が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第6 委員会の事務局を、総務部行政経営課に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。